

制度情報—2022年5月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

経済包括政策措置の着実な安定の公布に関する国務院の通知

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2022〕12号

(公布日) 2022年5月31日

(施行日) 2022年5月31日

1. 主なポイント

- (1) これまでより還付金優遇政策が適用される業界の範囲が広がった。在庫留保税額は全額返金され、税額増分留保に月ごとの全額還付という優遇政策が適用される業界範囲は、従来の製造業・科学研究・技術サービス業等の6つの業界から、新たに卸売及び小売業・宿泊と飲食業・教育等の7つの業界に拡大した。(第1条)
- (2) 中小企業が政府調達プロジェクトに参加する際の支援能力を強化した。例えば零細企業の価格控除率を6%~10%から10%~20%に引き上げ、中小企業が参加する上でのハードルを引き下げた。(第5条)
- (3) 企業の職位安定に対する補助力を強化した。例えば大手企業が享受できる失業保険職位安定還元率を30%から50%に引き上げた。企業が現役の大卒者を採用し、労働契約を締結し、なお且つ失業保険に加入するのであれば、採用者数に基づいて政府機関へ増員補助一時金の申請をすることができる。(第7条)
- (4) 企業の電気水道利用コストを引き下げた。例えば、感染症の影響を受けて一時的に生産経営が困難になった零細企業は、6ヶ月間、電気・水道・ガス利用料の猶予期間を得ることができる。(第24条)
- (5) 2022年にサービス業の零細企業が国有物件を賃借する場合、家賃を3~6ヶ月間減免するという優遇政策を受けることができる。(第25条)
無断で高速道路・一般道路・港や埠頭を遮断することを厳禁する。感染症が低リスク地域の者は、正常なビジネス上の移動を行うことができ、「一律」方式を採用して人の移動を制限してはならないとした。(第28条)

2. 今後の留意点

これら33項目の優遇措置を公布し、実施した後、今後各地において関連する実施細則が公布されるものと思われる。各日系企業では、速やかに関係する財政税金・費用、失業保険職位安定還元、

交通運輸物流等の優遇政策を把握することが望ましい。企業は関係する優遇政策の申請をすることで、現在の経営難を緩和できるのではないかと思われる。政府機関は、いくつかの状況下で自由裁量権を持っているため、事前に相応の書類を揃え、政府機関と話し合いや交渉を行うことで、企業の経営コスト支出を軽減させることができる。（全 33 条）

在庫資産を活用し更なる有効な投資拡大に関する国務院弁公庁の意見

（発令元）国務院弁公庁

（法令番号）国弁発〔2022〕19号

（公布日）2022年5月25日

（施行日）2022年5月25日

1. 主なポイント

- (1) 在庫資産を活用する重点分野を列挙した。交通・クリーンエネルギー・生態環境保護・産業団地等、成長する潜在力が高いか在庫規模が大きいインフラストラクチャプロジェクト及び工業企業の市街地からの撤退と工業団地への入居に対しては、開発の余地がある遊休地等を重点的に活用する。（第1条）
- (2) 政府機関は、遊休低効率地等の資産の改造とレベルアップを進める。低効率地に該当する工業団地で、政府機関は当該エリアの計画用途を調整し、イノベーション研究開発・衛生健康・養老託児等の新機能の開発用いるよう調整する可能性があり、この低効率工業団地の元の企業は立ち退きを求められるおそれがある。（第9条）
- (3) 政府機関は、国有企業や民間企業が遊休地等の資産プロジェクトの活用に参加することを奨励し、業界のトップ企業が合併再編や財産権の譲渡を通じて資産統合を行うことを許可しているが、独占禁止等の法令に違反しないことに注意する必要がある。（第10条）
- (4) 今後、各地域では、インフラストラクチャ等の分野の在庫資産状況が整理され、一定の活用条件を備えているプロジェクトに対して台帳を作成し、動的な管理を実行することになる。企業は、政府機関に出向いて各地域で活用が必要な資産やエリアを調査し、企業の所属するエリアが低効率で活用されている資産エリアかどうかを確定することができる。（第21条）

2. 今後の留意点

この意見実施後、今後各地域で現地の遊休や低効率の土地等の資産プロジェクトの活用や開発利用が強化される可能性がある。低効率の工業団地に位置している企業は、レベルアップ改造か移転を求められるおそれがある。このとき、現地の政府機関や工業団地の管理委員会等とプロジェクト改造の時期や移転の時期、移転補償等の件で話し合いや交渉を行い、企業発展の方向や対応プランを検討して確定し、企業の適法な権益を最大限に維持する必要がある。（全 24 条）

社会保険料納付猶予政策の段階的な範囲拡大等に関する通知

(発令元) 人力資源社会保障部、国家発展改革委員会、

財政部、税務総局

(法令番号) 人社部発〔2022〕31号

(公布日) 2022年5月31日

(施行日) 2022年5月31日

1. 主なポイント

- (1) 今回の社会保険料の納付猶予は、前に適用した業界に比べて範囲が拡大されている。この通知は、納付が猶予される三項目の社会保険料の業界の範囲を従来の飲食、小売販売、旅行、民間航空、道路・水路・鉄道運輸等、5つの業界から17の業界に拡大している。主に製造業関係で、例えば紡織、服装、製菓、ゴムとプラスチック及び自動車製造等の製造業である。(第1条)
- (2) 感染症の影響が著しい地域で、なお且つ生産経営に一時的な困難が生じた中小零細企業も三項目の社会保険料の納付猶予を申請することができる。これは、従来の5業界や新たに増えた17業界のほか、その他の業界でも、特定の条件をクリアする企業であれば、三項目の社会保険料の会社負担分の納付猶予を申請することができることを意味している。この政策は、2022年末迄実施される。(第2条)
- (3) 失業保険の職位安定の役割を更に発揮させる。企業が現役大学の卒業生を採用し、労働契約を締結して、なお且つ失業保険に加入するのであれば、政府機関に増員補助一時金(1名あたりの補助金は、1,500元を超えない。)を申請することができる。(第3条)
- (4) 社会保険料の納付猶予は、企業が自らの状況に基づいて自発的に申請するものであって、一律に適用されるものではない。企業は、自らが行った誓約の真実性に対して責任を負う必要があり、自らの経営状態・会社定款・財務等の状況に基づいて正確に誓約する必要がある。そうでなければ行政制裁金等の処分を科されるおそれがある。(第5条)

2. 今後の留意点

実務においては、全ての状況で社会保険料の納付猶予申請ができるわけではなく、幾つかの状況では社会保険料の納付猶予を申請することはできない。この通知は、感染症の影響を受けて生産経営に一時的な困難が生じたか、赤字状態になった企業が社会保険料の納付猶予を申請できると定めている。申請する際、企業は赤字状態にあることを証明できる資料を十分に準備しておくことに注意が必要である。例えば、企業の財務諸表等の財務資料、経営販売等の面の資料等である。

また、社会保険料の納付猶予は、納付の免除ではない。政府機関は、経営に一時的な困難が生じたか、赤字状態と認定が可能な企業に対して一定の自由裁量権を行使することができる。現在一部の業界のサプライチェーンに困難が生じているので、各企業でも社会保険料の納付猶予を申請することを試してもよいだろう。これも現在の経営難を緩和することができる方法と思われる。

(全5条)

『脱炭素業務を財政的にサポートする意見』の公布に関する通知

(発令元) 財政部

(法令番号) 財資環〔2022〕53号

(公布日) 2022年5月25日

(施行日) 2022年5月25日

1. 主なポイント

- (1) 税金・費用優遇等の面から重点業界分野のグリーン低炭素への転換をサポートする。新エネルギー自動車に対しては、車両購入税や車船税を免除し、新エネルギー自動車購入手当政策は、2022年12月31日迄実施する。これらの税金優遇政策は、新エネルギー自動車業界の販売量と産業の発展を促す。(第2条第2項)
- (2) 財税面でグリーン低炭素と循環型経済の発展をサポートし、自動車や電気電子製品の生産者責任拡張制度を確立する。これは、これら製品の生産者に、上記の使用済製品に対してリサイクルを行う義務があることを意味するため、日系企業の生産経営方式や環境対策に大きな影響を及ぼすことになる。(第2条第4項)
- (3) 国家機関、事業単位や団体は、より積極的にグリーン低炭素製品を採用し、これを使用する。エネルギーを節約し環境の保護となる政府調達目録リスト範囲内の製品は、国家認証を通過しさえすれば、調達優遇政策を享受できる。(第3条第4項)

2. 今後の留意点

本通知の制定・実施後、グリーン低炭素業界や製品の発展は、より多くの優遇政策を享受することになる。各日系企業は、自らの状況及び未来の計画に基づいて産業の発展させる方向を調整し、グリーン低炭素で廃物総合利用等の業界や製品の研究開発や資金の投入を強化し、企業の発展モデルを転換させ、なお且つ積極的に優遇政策を利用することで、中国の未来のエネルギー産業の発展の要請に対応することができる。(全4条)

2022年のコスト削減重点業務の着実な実施に関する通知

(発令元) 国家発展改革委員会、工業情報化部、
財政部、中国人民銀行

(法令番号) 発改运行〔2022〕672号

(公布日) 2022年5月10日

(施行日) 2022年5月10日

1. 主なポイント

(1) これまでの製造業・零細企業・個人工商業者に対する減税と料金引き下げ政策は引き続き実施したうえで、税金・費用の減免幅の引き上げ、適用範囲拡大の可能性はある。小規模納税者は、幾つかの段階で増値税の納付を免除される。具体的には、現地の税務局で確認が必要となる。

(第1条)

(2) 地方の保護・市場分割・取引等の内容を含む政策措置を指定することに対し、企業は、市場監督管理局等の政府機関に要求を提示し、当該政策措置に対する公平な競争性審査を求めることができる。政府機関も独占と不正競争行為への調査力を強化する。(第11条)

(3) より政府調達や入札募集行為を規範化し、外資企業や中国資本企業、外地の入札企業に設けた入札募集等への不合理な制限を取り消し、電子化という方式を通じて入札募集公告を公示し、入札募集文書を発表し、入札や開札等の業務を行い、政府入札募集業務を更に透明化し、オープンにする。(第14条)

(4) 人員削減しないか、少人数の人員削減に抑えた企業に対し、2022年の失業保険料の中零細企業への還元率を60%から90%に引き上げた。(第15条)

(5) 企業が国有物件を賃借している場合、2022年に感染症の中高リスク地域とされたエリアに所属する県レベルの行政エリア内のサービス業零細企業に対し、2022年は賃貸料を6ヶ月間減免する。中高リスク地域のその他の県(市)エリアでは、3ヶ月間の賃貸料を減免する。非国有物件を賃借している場合でも、大家と協議を行うことができる。

2. 今後の留意点

この通知は、中国政府が感染症の企業に対する影響を減らし、実体経済を安定させている企業のために制定した26項目の企業コスト引き下げの優遇措置である。この通知の実施後、製造業や生産等の実体経済に従事している日系企業は、適時現地の政策動向に注目して優遇政策を正確に理解した上で、これら政策の適用を試みることにより、企業の一時的な経営難を、ある程度は緩和することができるものと思われる。(全26条)

貿易や外資安定の租税徴収政策ガイドライン

(発令元) 国家税務総局

(公布日) 2022年5月31日

(施行日) 2022年5月31日

1. 主なポイント

(1) 貿易安定18項目の租税徴収優遇政策とサービス便利化措置を整理・列挙し、各租税徴収優遇政策の適用主体、政策の内容や適用条件を明確化した。例えば、税関の特殊監督管理エリア増値税一般納税者のパイロット企業が輸入した自家用設備は、一時的に輸入関税や輸入段階の増値税、消費税の徴収を免除する。納税者は、「来料加工免税証明書」の発行を申請する際、今後加工費の一般領収書の原本や輸入貨物通関伝票の原本を送る必要はなくなる。(第4条、第16条等)

(2) 外資安定のための 26 項目の租税徴収優遇政策を整理し、各政策の適用主体・政策の内容・適用条件・適用の根拠を明確化した。例えば、外資との合弁で学校を経営している場合、増値税を免除し、条件に合う非居民納税者は、自らの判断と申告に基づいて中国国内で納める企業所得税や個人所得税を減免することができる。（第 20 条、第 21 条等）

2. 今後の留意点

この租税徴収操作ガイドラインの要旨は、外資の貿易業務に従事する企業が現在直面している経営難を緩和し、各貿易企業及び納税者が各租税徴収優遇政策を正確に掌握し、速やかに適用するためのガイドラインである。上記の租税徴収政策ガイドラインを除き、国家税務総局は、更に『零細企業、個人工商業者税金・費用優遇政策ガイドライン』、『ソフトウェア企業と集積回路企業の税金・費用優遇政策ガイドライン』等、四つの税金・費用優遇政策ガイドラインを公布している。

各日系企業は速やかに当該ガイドラインに着目し、これらの優遇政策の適用条件や適用の詳細を正確に理解したうえで、輸出入関連資料、経営販売や財務資料等を準備し、現地の政府機関と話し合い、確認し、当該優遇政策の適用申請を試みることを勧める。これにより、企業の経営難をある程度緩和することができる。（全 26 条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

女子従業員の李氏は、2009年に北京のA社に貸付職の管理者として入社した。2014年1月1日、李氏はA社と貸付部の職位で勤務すると約定されている労働契約を締結した。2017年1月1日、李氏とA社は投資貸付職に従事することを約定した固定期間のない労働契約を締結し、会社管理職就任審査表を記入したが、就任した際の役職ランクは貸付部の部長だった。

2020年3月18日、A社は、李氏が50歳の定年退職年齢を迎えたとして、李氏に「労働契約終了通知書」を送付し、定年退職手続きを行った。2020年4月9日、A社から李氏に「定年退職手続督促通知書」を送付し、早く定年退職手続きを行うように督促した。

李氏によれば、自分は管理職の身分であり、管理職に従事しているため、55歳で定年退職すべきであり、会社が労働契約を終了したのは違法だとして、北京市の労働仲裁委員会にA社へ労働契約の継続履行を請求する労働仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

李氏が従事していた職位は、管理職に該当していたかどうか。

3. 弁護士分析

李氏の従事していた職位は管理職であるため、55歳で定年退職すべきであり、A社が労働契約を終了したのは違法である。理由は以下の通り。

(1) A社では、事前に認めた李氏の職位や職責内容が入社以後変化しておらず、規則制度の中で、李氏の従事する投資貸付職という職位の性質について言及していない上に、投資貸付職が管理職に該当しないという内容も書かれていない。これらは、何れもA社の「李氏の職位は、管理職に該当しない」という主張にとって、極めて不利である。

(2) 現行法では、従業員が定年退職する場合、職位の性質によって、定年退職年齢を確定している。

『「中華人民共和国労働法」の徹底した執行に関する若干の問題についての労働部の意見』（労部発[1995]309号）第75条及び『さらに基礎管理を強化し、定年退職審査業務を規範化する問題についての北京市人力資源社会保障局の通知』（京人社養発(2011)49号）別紙1『北京市基本養老保険定年退職審査認可業務告知書』の規定によれば、正常な定年退職の条件は、女子管理職と専門技術職は55歳、女子の非管理職は50歳とされている。

管理職かどうかは、主に雇用者と労働者が労働契約の中で労働者の従事する職位が管理的な性質を持つかどうか約定したことにより判断される。本件の場合、かつて李氏は貸付部の部長であり、日常業務において営業・契約の審査・審査報告や当該部署の訓練や考課を担当していた。上記の業務内容は、何れも一定の管理機能と属性を示しており、会社の規則制度にも、投資貸付職は、管理職ではないという内容は書かれていなかった。

以上をまとめると、李氏が従事していた職位は管理職であり、55歳で定年退職すべきであるため、A社は李氏との間の労働契約を継続履行すべきである。

4. 司法判断

本件は、労働仲裁、一審、二審裁判とも、李氏の職位が管理職で、A社が李氏との労働契約を引き続き履行すべきであるとの判決を下した。

5. 留意点

現在、中国の司法機関による女子従業員の定年退職年齢の認定は、主に従業員の人事ファイルに記入されている身分と定年退職時に従事していた職位が管理職か技術職かで判断されています。実務において、会社が女子従業員を一般従業員と認定し、非管理職に従事していると認定していても、従業員の一部は、自分は管理職で、管理職に従事していたと主張し、会社に賠償を求めるといったようなケースが時々発生しています。このため、会社側は、女子従業員の定年退職には慎重に対処し、会社は注意が必要である。

- (1) 地域によって、女子従業員の定年退職年齢の認定基準が異なっているおそれがあるため、定年退職を迎える女子従業員の労働契約書や人事ファイル、会社の規則制度を踏まえ、各地の人力資源社会保障局・労働仲裁委員会・裁判所等に調査を行い、確認してから、女子従業員の定年退職年齢を総合的に分析を行い、これを判断する。
- (2) 女子従業員の定年退職年齢は、多くの場合、その定年退職前の職位の性質によって決まる。会社と従業員間で職位の性質について紛争が起きることを防ぐため、会社は、労働契約書や会社の規則制度において、異なる職位の名称・性質・職責を詳しく明確化する必要がある、必要な場合には事前に弁護士に相談して確認を取ることができる。こうすることで職位内容の約定が不明確であるために、従業員と不要な労働争議や紛争が起きることを未然に防ぐことを勧める。